

法令トピックス

令和3年4月号

【労務】短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用が更に拡大されます

2022年10月から始まる社会保険適用拡大に向けて、厚生労働省の特設サイトの開設と日本年金機構からの案内が開始されています。現在、「従業員が常時500人を超える事業所」に勤務する短時間労働者（週20時間以上・賃金月額8.8万円以上など）は、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。この取扱いについて、法律改正に伴い、段階的に事業所の範囲が拡大される予定になっており、事前の準備が必要ということで、その周知のため、厚生労働省が「社会保険適用拡大特設サイト」を開設しました。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/210405-01.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

【経営】高年齢者雇用安定法の改正

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されます。

※この改正は、定年の70歳への引上げを義務付けるものではありません。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/210405-02.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_0001.html

【労務】職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防と健康管理の強化

厚生労働省は、労使団体や業種別事業主団体などの経済団体に対し、職場での新型コロナウイルス感染症への感染予防と健康管理の強化などを傘下団体に周知するよう、依頼しました。併せて、新たに全国の都道府県労働局に、事業主や労働者からの相談に対応する「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を設置しています。

経済団体への協力依頼は、緊急事態宣言の延長を受けて行ったもので、今回で6回目となります。今回、感染防止のため事業場で特に留意すべき事項「取組の5つのポイント」の取り組み状況の確認を事業主に働きかけること、テレワークの積極的な活用、新たに設置した相談コーナーの利用勧奨などを、傘下団体に周知するよう依頼しています。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/210405-03.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16543.html

※ 掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。

※

人といきる



※ 千代田区飯田橋1-8-10 キャッスルウェルビル8階

※ あすか社会保険労務士法人

※ TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525

※ E-mail info@asuka-sr.or.jp

※ HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>